

建築物全体が給油取扱所の用に供される場合
 ※屋外給油取扱所及び給油取扱所以外の用途を有しない屋内給油取扱所に限る。

(表)

様式第4のり (第4条、第5条関係)

給油取扱所構造設備明細書

①	事業の概要	自動車燃料油及び灯油の販売並びにこれに伴うサービス業務						
②	敷地面積	420 m ²						
③	給油空地	間口	28 m	奥行	15 m			
④	注油空地	有 (容器詰替)・移動貯蔵タンクに注入)・無						
⑤	空地の舗装	コンクリート)・その他 ()						
⑥	建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造	階数	建築面積		水平投影面積			
		1 階	75 m ²		175 m ²			
		壁	柱	床	はり	屋根	窓	出入口
		ALC (不燃材料)	鉄骨 (不燃材料)	鉄筋コンクリート (耐火構造)	鉄骨 (不燃材料)	スレート (不燃材料)	網入りガラス (防火設備)	防火シャッター (防火設備)
⑦	建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造	階数	延べ面積	建築面積	壁	柱	床	はり
		-	- m ²	- m ²	-	-	-	-
⑧	上階の有無 (給油取扱所以外)	有 (用途))・無 ()) (有の場合、屋根又はひさしの有無 有 (m))・無						
⑨	建築物の用途別面積	項目 用途	床又は壁で区画された部分の1階の床面積			床又は壁で区画された部分 (係員のみが出入りするものを除く。)の床面積 (2階以上を含む。)		
		第1号	⑨	10 m ²		/		
		第2号	⑩	35 m ²		⑪	30 m ²	
		第3号	⑫	30 m ²		⑬	0 m ²	
		第4号	⑭	0 m ²		/		
		第5号	⑮	0 m ²		/		
		第6号	⑯	0 m ²		⑰	0 m ²	
		計	⑱	75 m ²		⑲	30 m ²	
⑳	周囲の塀又は壁	構造等	コンクリートブロック (耐火構造)			高さ	2 m	
		はめごろし戸の有無	有 (網入りガラス)・その他 ())・無					

建築物の一部に給油取扱所を設ける場合

(表)

様式第4のり (第4条、第5条関係)

給油取扱所構造設備明細書

①	事業の概要	自動車燃料油及び灯油の販売並びにこれに伴うサービス業務						
②	敷地面積	540 m ²						
③	給油空地	間口 36 m		奥行 15 m				
④	注油空地	有 (容器詰替・移動貯蔵タンクに注入)・無						
⑤	空地の舗装	コンクリート・その他 ()						
⑥	建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造	階	数	建築面積		水平投影面積		
		1 階		140 m ²		240 m ²		
		壁	柱	床	はり	屋根	窓	出入口
		ALC (耐火構造)	鉄骨 (耐火構造)	鉄筋コンクリート (耐火構造)	鉄骨 (耐火構造)	亜鉛メッキ鋼板 (耐火構造)	網入りガラス (防火設備)	アルミサッシ (防火設備)
⑦	建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造	階数	延べ面積	建築面積	壁	柱	床	はり
		2	280 m ²	140 m ²	ALC (耐火構造)	鉄骨 (耐火構造)	鉄筋コンクリート (耐火構造)	鉄骨 (耐火構造)
⑧	上階の有無 (給油取扱所以外)	有 (用途: 飲食店) ・ 無 (有の場合、屋根又はひさしの有無) 有 (2m) ・ 無						
建築物の用途別面積	項目 用途	床又は壁で区画された部分の1階の床面積			床又は壁で区画された部分 (係員のみが出入りするものを除く。)の床面積 (2階以上を含む。)			
	第1号	⑨	15 m ²		/			
	第2号	⑩	40 m ²					
	第3号	⑫	60 m ²		⑬	50 m ²		
	第4号	⑭	25 m ²		/			
	第5号	⑮	0 m ²					
	第6号	⑯	0 m ²		⑰	110 m ²		
	計	⑱	140 m ²		⑲	190 m ²		
⑳	周囲の塀又は壁	構造等	コンクリートブロック (耐火構造)		高さ	2 m		
		はめごろし戸の有無	有 (網入りガラス・その他 ()) 無					

(裏)

項目	型式		数	道路境界線からの間隔		敷地境界線からの間隔	
	設備						
②1 固定給油設備等	固定給油設備	A00-000 (ホース長:3m)	2	3 3	m	6 4	m
	固定注油設備	B00-000 (ホース長:3m)	1	3	m	3	m
②2 固定給油設備以外の給油設備	給油配管及び(ホース機器・給油ホース車(台))・給油タンク車						
②3 附随設備の概要	オトリフ×1、洗車機×1、マット洗浄機×1、オイルチェンジャー×2、 タイヤチェンジャー×1、タイヤボックス×1、ホイールバルancer×1						
②4 電気設備	電気設備の技術基準による						
②5 消火設備	第5種 粉末ABC消火器 10型 ×4						
②6 警報設備	消防機関に報知ができる電話(加入電話)						
②7 避難設備	誘導灯(避難口、避難口に通ずる通路、階段)						
②8 事務所等その他 火気使用設備	移動式石油ストーブ(スタッフルーム)						
②9 滞留防止措置	地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他()						
③0 流出防止措置	排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他()						
③1 タンク設備	専用タンク	FF二重殻 20kl 1基 (14kl:6kl) SF二重殻 10kl 2基		可燃性蒸気 回収設備		有	無
	廃油タンク等		—	簡易タンク		—	—
③2 工事請負者 住所氏名	千葉県富津市下飯野 2509 番地 1 危険物保安推進株式会社 責任者 富津 危太郎 電話 0439-88-6405						

- 備考 1 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 建築物の用途別面積の欄中「用途」とは、第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項各号に定める用途をいう。
- 4 専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクにあっては、構造設備明細書(様式第4のホ又は様式第4のへ)を添付すること

■給油取扱所 構造設備明細書記入要領■

《共通事項》

- ・該当しない欄は斜線等を記入し、該当しないことを明確にすること。
- ・所定の欄に記入できない場合は「別紙参照」と記入し、別紙に当該内容を記入すること。

①「事業の概要」

給油取扱所が設置されている事業所の主たる事業概要を記入する。

なお、自家用給油取扱所の場合は、所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、占有する自動車等のみに給油する旨を記入する。

<記入例>

運送業を営む事業所で、自社所有の車両に運行を目的として燃料を給油する。

②「給油取扱所の敷地面積」

給油取扱所の用に供する部分の敷地面積を記入する。

なお、防火塀がある場合は塀の裏側までを給油取扱所の用に供する部分とする。

③「給油空地」

当該空地は、自動車等が安全かつ円滑に出入りできる幅で道路に面し、また、当該空地からはみ出すことなく安全に通行して給油を受けることができる広さを有すること。

なお、当該範囲は間口10m以上、奥行6m以上の矩形を含むものであり、次により記入する（自家用給油取扱所を除く。）。

ア「間口」

給油空地一辺のうち、主たる道路に面する側で自動車等が出入りできる部分の長さを記入する。

イ「奥行」

間口を長辺とした長方形の短辺の長さ（最長）を記入する。

④「注油空地」

注油空地の有無ついて該当する項目を○で囲み、「有」の場合は括弧内の該当する項目を○で囲む。

⑤「空地の舗装」

給油空地及び注油空地部分の舗装ついて「コンクリート」、「その他」のうち、該当する項目を○で囲む。

なお「その他」の場合は、括弧内に材質を記入する。

⑥「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」

給油取扱所の用に供する部分の構造等について、それぞれ次により記入する。

【建築物全体が給油取扱所の用に供される場合】

※屋外給油取扱所及び給油取扱所以外の用途を有しない屋内給油取扱所に限る。

ア「階数」

当該建築物について、建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第2条第1項第8号の規定による階数を記入する。

イ「建築面積」

当該建築物について、建基令第2条第1項第2号の規定に準じて算定した面積を記入する。

※上屋（キャノピー）及びひさし等の部分は含めない。

ウ「水平投影面積」

当該建築物及びこれに附属する上屋（キャノピー）、ひさし等を含めた水平投影面積を記入する。

エ「壁・柱・床・はり・屋根」

当該建築物について、該当する部分の材質をそれぞれ記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

オ「窓」

当該建築物について、外壁に面する部分にある窓ガラスの材質を記入し、建築基準法令の規定による耐火性能（防火設備、特定防火設備）を括弧書きで記入する。

カ「出入口」

当該建築物について、外壁に面する部分にある出入口の材質を記入し、建築基準法令の規定による耐火性能（防火設備、特定防火設備）及び必要に応じて自閉装置付きである旨を括弧書きで記入する。

【建築物の一部に給油取扱所を設ける場合】

ア「階数」

建築物全体のうち、給油取扱所の用に供する部分が設置されている階数を記入する。

イ「建築面積」

建築物全体のうち、給油取扱所の用に供する部分の面積を記入する。

※上屋（キャノピー）及びひさし等の部分は含めない。

ウ「水平投影面積」

建築物全体のうち、給油取扱所の用に供する部分及びこれに附属する上屋（キャノピー）、ひさし等を含めた水平投影面積を記入する。

エ「壁・柱・床・はり」

建築物全体のうち、給油取扱所の用に供する部分にある該当部分の材質をそれぞれ記入し、建築基準法令の規定による構造区分（耐火構造、不燃材料など）を括弧書きで記入する。

オ「屋根」

建築物全体のうち、給油取扱所の用に供する部分にある屋根の材質を記入し、建築基準法令の規定による構造区分（耐火構造、不燃材料など）を括弧書きで記入する。

なお、上階を有する場合は、上階の床について記入する。

カ「窓」

建築物全体のうち、給油取扱所の用に供する部分の外壁に面する部分にある窓ガラスの材質を記入し、建築基準法令の規定による耐火性能（防火設備、特定防火設備）を括弧書きで記入する。

キ「出入口」

建築物全体のうち、給油取扱所の用に供する部分の外壁に面する部分にある出入口の材質を記入し、建築基準法令の規定による耐火性能（防火設備、特定防火設備）及び必要に応じて自閉装置付きである旨を括弧書きで記入する。

⑦「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」

給油取扱所が設けられている建築物全体の構造等について記入する。

なお【建築物全体が給油取扱所の用に供される場合】は斜線等で抹消する。

ア「階数」

建築物全体の建基令第2条第1項第8号の規定による階数を記入する。

イ「延べ面積」

建築物全体の建基令第2条第1項第4号の規定による面積を記入する。

ウ「建築面積」

建築物全体の建基令第2条第1項第2号の規定による面積を記入する。

※上屋（キャノピー）及びひさし等の部分は含めない。

エ「壁・柱・床・はり」

建築物全体のうち、該当部分の材質をそれぞれ記入し、建築基準法令の規定による構造区分（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

⑧「上階の有無（給油取扱所以外）」

給油取扱所の上階における給油取扱所以外の用途の有無について、該当する項目を○で囲む。

なお「有」の場合はその用途を記入し、延焼防止上有効な屋根又はひさしの有無について該当する項目を○で囲み、当該屋根又はひさしの上階外壁からの水平距離を記入する。

⑨「第1号」※左欄

給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場（ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等）のうち、床又は壁で区画された1階部分の床面積を記入する。

⑩「第2号」※左欄

給油取扱所の業務を行うための事務所（事務室、販売室、会議室、応接室、更衣室、休憩室、当直室、倉庫、便所等が該当する。以下「事務所等」という。）のうち、1階の床面積を記入する。

⑪「第2号」※右欄

事務所等のうち、係員のみが入り出す部分（会議室、更衣室、休憩室、当直室、倉庫等）を除いた部分の床面積（2階以上を含む。）を記入する。

⑫「第3号」※左欄

自動車等の点検・整備を行う作業場（整備室、ピットルーム、リフト室等が該当する。以下「整備室等」という。）のうち、1階の床面積を記入する。

⑬「第3号」※右欄

整備室等のうち、係員のみが入り出す部分を除いた部分の床面積（2階以上を含む。）を記入する。

⑭「第4号」※左欄

自動車等の洗浄を行う作業場（床又は壁で区画された部分に限る。）の床面積を記入する。

⑮「第5号」※左欄

給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所（本社機能の事務所等）の床面積を記入する。

⑯「第6号」※左欄

消防法施行令別表第1の(1)項〔映画館等〕、(3)項〔飲食店等〕、(4)項〔スーパー等〕、(8)項〔図書館等〕、(11)項〔神社等〕、(12)項〔工場等〕、(13)項イ〔車庫等〕、(14)項〔倉庫等〕、(15)項〔事務所等〕に掲げる用途（以下「店舗等」という。）のうち、該当する用途の1階の床面積を記入する。

⑰「第6号」※右欄

店舗等のうち、係員のみが入り出す部分を除いた床面積（2階以上を含む。）を記入する。

⑱「計」※左欄

上記⑨、⑩、⑫、⑭、⑮、⑯の合計値を記入する。

⑲「計」※右欄

上記⑪、⑬、⑰の合計値を記入する。

⑳「周囲の塀又は壁」

ア「構造」

防火塀又は防火塀代替の壁（以下「防火塀等」という。）の材質（コンクリートブロック、鉄筋コンクリート等）を記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

イ「高さ」

防火塀等の地盤面からの高さを記入する。

ウ「はめごろし戸の有無」

防火塀等のはめごろし窓（F | X窓）の有無について、該当するものを○で囲む。

なお「有」の場合は「網入りガラス」又は「その他」の別を○で囲み「その他」を選択する場合は、括弧内に材質等を記入する。

㉑「固定給油（注油）設備等」

ア「型式」「数」

固定給油（注油）設備の型式を記入し、当該設備のホース長を括弧書きで記入する。
また、型式ごとの設置数について記入する。

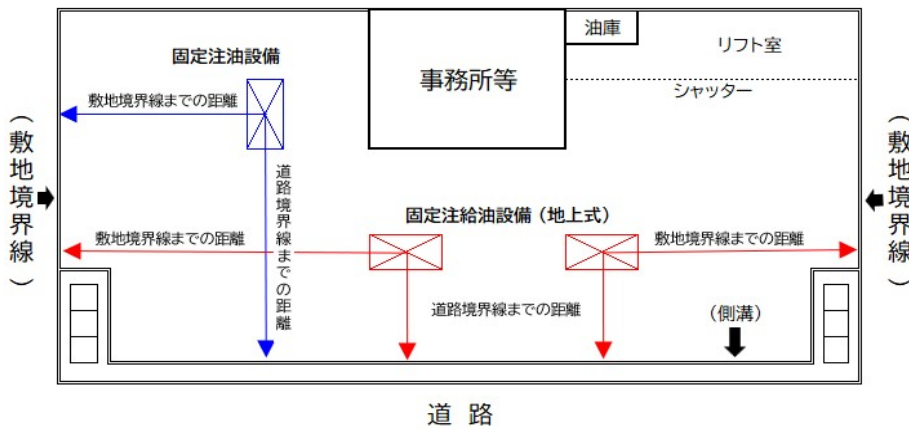
イ「道路境界線からの間隔」

固定給油（注油）設備から道路境界線までの距離を記入する。

ウ「敷地境界線からの間隔」

固定給油（注油）設備から敷地境界線までの距離を記入する。

《参考》固定給油（注油）設備からの距離とは



㉒「固定給油設備以外の給油設備」

固定給油設備以外の給油設備が設置されている場合は、該当する項目を○で囲む。

㉓「附随設備の概要」

危険物の規制に関する規則（以下「危規則」という。）第25条の5に規定する付随設備の種類及び設置数を記入する。

《参考》附随設備の種類（例）

オートリフト	洗車機	エアクリ-ナー-テスター	一酸化炭素・炭化水素測定装置ルブリケーター
ブレーキテスター	排水処理装置	バッテリーチャージャー	蒸気洗浄機
スピードメーターテスター	マット洗浄機	ヘッドライトテスター	混合燃料油調合器
サイドスリップテスター	エアコンプレッサ	スパークプラグテスター	ウォールタンク
オイルチェンジャー	オイルキャビネット	タイヤホックス	オイルサービスユニット
タイヤチェンジャー	オイルホースリール	揮発油分析装置	部品洗浄台
ホイールバランス	エア-スタント	オートアナライザー	

※POS・クイックサービスユニットは、附随設備以外の設備

②④ 「電気設備」

電気設備の種類、防爆構造の種別及び設置数を記入する。

ただし、電気設備が多岐にわたる場合は〔電気設備の技術基準による〕と記入することができる。

②⑤ 「消火設備」

危険物の規制に関する政令別表第5の規定による消火設備の区分（第1種～第5種）、設備名及び設置数等を記入する。

《参考》

区分	設備名
第1種消火設備	屋内消火栓 屋外消火栓
第2種消火設備	スプリンクラー設備
第3種消火設備	水蒸気消火設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備
第4種消火設備	大型消火器
第5種消火設備	小型消火器・乾燥砂・膨張ひる石・ 膨張真珠岩・水バケツ・水槽

②⑥ 「警報設備」

危険物の規制に関する規則第37条の規定による警報設備のうち、該当するものを記入する。

《参考》

警報設備（危規則第37条）
自動火災報知設備
消防機関に報知ができる電話
非常ベル装置
拡声装置
警鐘

②⑦ 「避難設備」

危規則第38条の2の規定により、次のいずれかに該当する場合に避難設備（誘導灯）を記入する。

ア 建築物の2階部分を店舗、飲食店、展示場等の用途に供する場合

イ 屋内給油取扱所で、敷地外に直接通ずる避難口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備）が設けられ、壁等で区画された事務所等（出入口は随時開けることができる自動閉鎖の防火設備、窓ははめごろし戸の防火設備）を有する場合

<記入例>

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導灯（2階から敷地外への出入口、通路、階段） ・ 誘導灯（事務所の出入口、避難口、避難口に通ずる通路、階段、出入口） |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

②⑧ 「事務所等その他火気使用設備」

給油取扱所の用に供する部分において使用する火気使用設備の種類及び使用場所又は設置場所を記入する。

②⑨「滞留防止措置」

「地盤面を高くし傾斜を設ける措置」又は「その他」のうち、該当するものを○で囲む。
なお「その他」の場合は、括弧内に仕様を記入する。

③⑩「流出防止措置」

「排水溝及び油分離装置を設ける措置」又は「その他」のうち、該当するものを○で囲む。
なお「その他」の場合は、括弧内に仕様を記入する。

③⑪「タンク設備」

ア 専用タンク / 廃油タンク等

タンクの種類、容量及び設置数を記入する。

なお、中仕切りの場合は括弧書きで各室の容量を記入する。

イ 簡易タンク

タンク容量、設置数及び油種を記入し、型式を括弧書きで記入する。

ウ 可燃性蒸気回収設備

通気管に設置される可燃性蒸気回収設備の有無について該当するものを○で囲む。

③⑫「工事請負者住所氏名」

工事請負者の住所、氏名（法人の場合は、主たる事業所の所在地、法人名及び当該工事の責任者名）及び電話番号を記入する。